

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2 - 関東 1 - 6

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年12月2日

【会社名】 東京センチュリー株式会社

【英訳名】 Tokyo Century Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野上 誠

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 03(5209)7055(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 原田 敦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 03(5209)7055(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 原田 敦

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	2020年2月17日
効力発生日	2020年2月25日
有効期限	2022年2月24日
発行登録番号	2 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 400,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
2 - 関東 1 - 1	2020年7月22日	130,000百万円	-	-
2 - 関東 1 - 2	2020年10月15日	30,000百万円	-	-
2 - 関東 1 - 3	2021年1月20日	30,000百万円	-	-
2 - 関東 1 - 4	2021年4月20日	50,000百万円	-	-
2 - 関東 1 - 5	2021年7月15日	30,000百万円	-	-
実績合計額(円)		270,000百万円 (270,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注)実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

130,000百万円

(130,000百万円)

(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額  
(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に  
基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
東京センチュリー株式会社 大宮支店  
(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)  
東京センチュリー株式会社 横浜支店  
(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)  
東京センチュリー株式会社 名古屋営業部  
(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)  
東京センチュリー株式会社 大阪営業部  
(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)  
東京センチュリー株式会社 神戸支店  
(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)

(注) 上記の神戸支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	東京センチュリー株式会社第36回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	100万円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.280%
利払日	毎年6月16日及び12月16日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2022年6月16日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各16日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記（（注）「13. 元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	2028年12月15日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2028年12月15日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「13. 元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年12月3日から2021年12月15日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2021年12月16日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 担保提供制限</p> <p>(1) 当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の社債に担保提供(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。)する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 本項第(1)号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。</p> <p>2. 担保提供制限の例外</p> <p>当社が、合併または会社法第2条第29号に定める吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社または吸収分割会社が国内で発行した社債を承継する場合は、本欄第1項第(1)号は適用されない。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>担保付社債への切替</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p> <p>(2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項または本欄第(1)号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>(3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項または本欄第(1)号により本社債のために担保権を設定した場合、以後、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項及び別記(注)5(2)は適用されない。</p>

## (注)

## 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

## (1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&amp;I」という。)

本社債について、当社はR&IからAの信用格付を2021年12月2日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

## (2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当社はJCRからAA-の信用格付を2021年12月2日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

## 2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

## 3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失する。ただし、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第(1)号により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本（注）3(2)に該当しても期限の利益を失わない。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合はその旨を本（注）10に定める方法により公告する。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違反したとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第(2)号、本（注）4、本（注）5、本（注）6及び本（注）10の規定に違反し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押えもしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、社債管理者が本社債の存続を不相当であると認めたとき。

## 4. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。ただし、当該通知については、当社が本（注）4(2)に定める社債管理者への通知を行った場合または書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類（金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を含むがこれに限らない。）について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行うときには、遅滞なくその旨を社債管理者に通知する。四半期報告書、臨時報告書及び訂正報告書についても有価証券報告書の取扱いに準ずる。ただし、当社が本（注）4(2)に規定する書類の写を遅滞なく社債管理者に提出した場合には、本（注）4(2)本文に定める社債管理者への通知を省略することができるものとする。
- (3) 当社は、本（注）4(2)に定める社債管理者への通知または書類の提出について、有価証券報告書においては当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書においては当該各期間の経過後45日以内に、臨時報告書及び訂正報告書においては本（注）4(2)の電子開示手続を行った後遅滞なく行うものとする。

## 5. 社債管理者への通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の社債のために担保提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
  - 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
  - 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
  - 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。

## 6. 社債管理者の調査権限

- (1) 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求した場合には、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書を提出しなければならない。また、同様の場合に、社債管理者は、当社の費用で自らもしくは人を派して当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。
- (2) 本（注）6(1)の場合で、社債管理者が当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、社債権者の利益保護に必要かつ合理的な範囲内でこれに協力する。

## 7. 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、本社債の全部についてする訴訟行為または破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算に関する手続に属する行為（会社法第705条第1項に掲げる行為を除く。）を行わない。

## 8. 債権者保護手続における社債管理者の異議申述

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

## 9. 社債管理者の辞任

(1) 社債管理者は、以下に定める場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反するまたは利益が相反するおそれがある場合。

社債管理者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合。

(2) 本（注）9(1)の場合には、当社並びに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

## 10. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

## 11. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）10に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

## 12. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

## 13. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

## (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	6,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金50銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	300	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	200	
計		10,000	

## (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1. 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金1銭を支払うこととしている。

## 3 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	68	9,932

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,932百万円は、2021年12月末までに、全額をコマーシャル・ペーパーの償還資金に充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書に記載しようとしている事項は以下のとおりです。

- ・表紙に当社のブランドシンボル「」を記載します。

Tokyo Century

- ・表紙の次に以下の内容をカラー印刷したものを記載します。



会社名	東京センチュリー株式会社(東証一部)	
連結従業員数	7,438名(2021年3月末)	
資本金	811億円(2021年3月末)	
主要株主	伊藤忠商事、日本土地建物、日本電信電話	
2020年度実績	売上高	1兆2,002億円
	経常利益	781億円
	親会社株主に帰属する当期純利益	491億円
	セグメント資産残高	4兆8,005億円

### 事業概要

国内リース・国内オート・スペシャリティ・国際の4つの事業分野において、金融からサービス・事業へと事業領域を拡大し、世界30以上の国と地域で展開しています。

規制に縛られない自由な経営環境を活かし、サブスクリプション・レンタカー・再生可能エネルギーなど、金融の枠を超えて、時代に合わせた多様なビジネスをグローバルに創出しています。

東京センチュリーは、時代の変化とお客さま・パートナー企業のニーズを捉え、4事業分野を軸に事業領域を積極的に拡大してきました。

## 2009-

リース業界大手の合併  
「東京センチュリーリース」の誕生

2008年のリース会計基準の改正により、事業ポートフォリオの見直しが必要と感じた「センチュリー・リーシング・システム」と「東京リース」の経営陣は合併を決意。2009年に「東京センチュリーリース」が誕生しました。



2兆1,000億円  
2009年3月末\*

## 2016-

「東京センチュリー」へ社名変更  
リース会社を超えた存在へ

2016年10月、新生「東京センチュリー」がスタートしました。環境に配慮した循環型経済社会の実現に貢献することを経営理念とし、高い専門性と独自性を発揮する「金融・サービス企業」として、幅広い事業展開を指向していくことといたしました。



2017年3月末

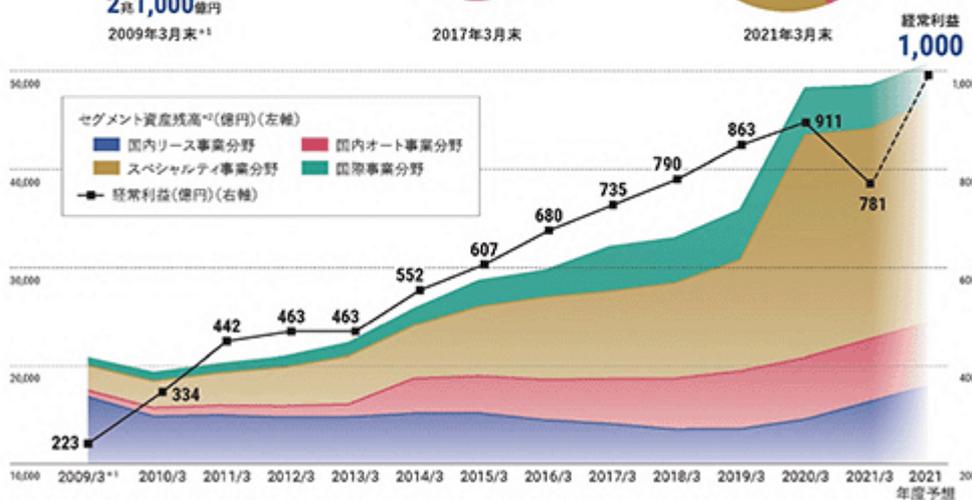
## 2020-

NTTと資本業務提携  
パートナーシップ戦略の強化へ

次の10年に向けて、NTTグループをはじめとするパートナー企業との共創ビジネスの拡充およびグローバルな安定事業基盤の確立を目指すため、新・第四次中期経営計画を掲げました。



2021年3月末



2019年4月にスタートした第四次中期経営計画は1年で終了し、2020年2月に新・第四次中期経営計画を公表いたしました。

\*1 合併直前期の2009年3月期は、センチュリー・リーシング・システムと東京リースの単体合算値。

\*2 セグメント資産残高は、各事業分野(セグメント)に帰属する残高であり、持分法適用関連会社への投資額やのれん等の金額も含まれています。

2021年度に係る数値については、2021年3月末日現在において一定の経済状況、産業動向その他様々な前提・仮定及び見通しに基づき当社グループが判断したものであり、様々な要因により異なる結果となり得る可能性があります。

成長ドライバーとなる新たな事業領域をささえる、  
4つの事業分野。



**国内リース事業分野**  
情報通信機器などのあらゆる物件の設備投資に対応した最適な金融・サービスを提供



**事業を通じた社会貢献**  
子どもたちのための教育用タブレットの一斉導入を当社・関連会社にて推進し、ICT教育の環境構築に貢献

**特徴**

- ・リースビジネスにおける多様なソリューションサービス
- ・有力なパートナー企業との共創ビジネス



**国内オート事業分野**  
法人・個人向けオートリース、レンタカー等のオートサービスを提供



**事業を通じた社会貢献**  
既存パートナーに加え、新規提携先であるゼンリン等との協業により、新たなオートサービスの事業化を目指す

**特徴**

- ・オートリース・レンタカーなどのフルラインナップによる総合オートサービス
- ・MaaS、EV等に対応した次世代モビリティサービス



**スペシャルティ事業分野**  
航空機、船舶、環境・エネルギー、不動産、プリンシパルインベストメント、ストラクチャードファイナンス等の事業を展開



**事業を通じた社会貢献**  
インターコンチネンタルホテルズグループと共同で「ホテルインディゴ軽井沢」を2022年春に開業

**特徴**

- ・業界トップクラスの事業パートナーとの協業による競争力の高い金融・サービス



**国際事業分野**  
北米、アジアを中心に世界30以上のグローバルネットワークでリース・オート事業を展開



**事業を通じた社会貢献**  
米国子会社がeコマース市場をサポートするトラックを対象とした金融・サービスを展開

**特徴**

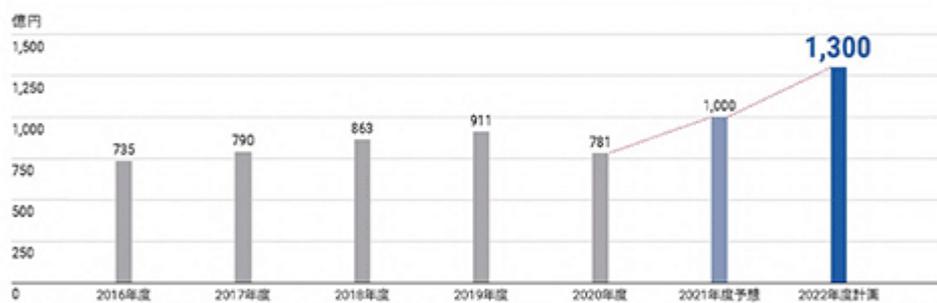
- ・グローバルネットワークを活用した多彩な金融・サービス
- ・CSIにおける競争力の高いFMVリース

経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は  
2022年度には過去最高益の更新を目指します。

	2020年度実績	2021年度予想	2022年度計画
売上高	1兆2,002億円	—	—
売上総利益	2,010億円	—	—
経常利益	781億円	1,000億円	1,300億円
親会社株主に帰属する当期純利益	491億円	600億円	800億円

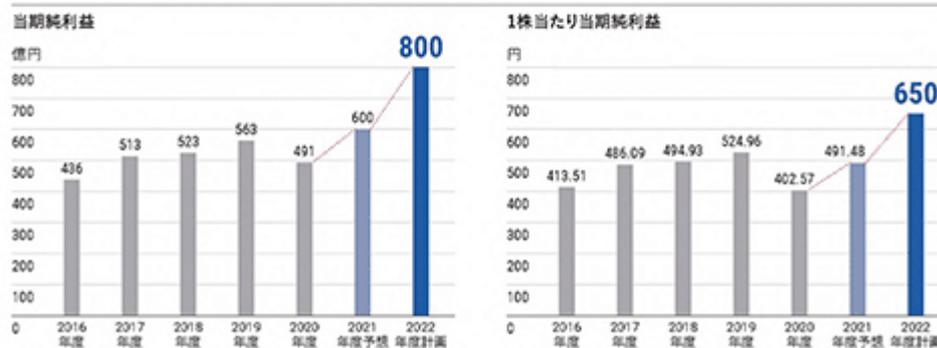
2021年度及び2022年度に係る数値については、2021年3月末日現在において一定の経済状況、産業動向その他様々な前提・仮定及び見通しに基づき当社グループが判断したものであり、様々な要因により異なる結果となり得る可能性があります。

### 経常利益



2021年度及び2022年度に係る数値については、2021年3月末日現在において一定の経済状況、産業動向その他様々な前提・仮定及び見通しに基づき当社グループが判断したものであり、様々な要因により異なる結果となり得る可能性があります。

### 親会社株主に帰属する当期純利益



2021年度及び2022年度に係る数値については、2021年3月末日現在において一定の経済状況、産業動向その他様々な前提・仮定及び見通しに基づき当社グループが判断したものであり、様々な要因により異なる結果となり得る可能性があります。

SDGsに対応するマテリアリティへの取り組みを通じて社会課題の解決に貢献し、  
当社の持続的な成長と企業価値の向上に努めます。



## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第52期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月28日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第53期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月6日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第53期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月8日関東財務局長に提出

#### 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2021年12月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年6月29日に関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2021年12月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2021年11月8日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録追補書類提出日（2021年12月2日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に関する将来に関する事項は、一定の経済状況、産業動向その他様々な前提・仮定及び見通しに基づき判断したものであり、様々な要因により異なる結果となり得る可能性があります。

#### 「事業等のリスク」

有価証券報告書に記載した事業の内容、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当社グループはリスクを把握し、管理する体制を構築しておりますが、詳細について、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要 2 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（金融商品関係）」をご参照ください。

#### （特に重要なリスク）

##### (1) アセットリスク

当社グループは2009年4月の合併以降、ファイナンス・リース、貸付等の金融を主軸としたビジネスからの変革に注力し、航空機、オート、不動産等モノの付加価値に着目したオペレーティング・リースやアセット投資の拡充を図ってきております。次の10年に向けた強固な事業基盤を確立すべく、その取り組みの一つとして、2019年に米国大手航空機リース会社Aviation Capital Group LLCを完全子会社とするなど、ポートフォリオ全体に占めるアセットビジネスの比率は高まっております。当社グループが保有する航空機について、流動性の高い平均機齢の若いナローボディ機が中心で、満了時期を分散するなど、アセットリスクを考慮したポートフォリオを構築しております。また、アセット価値

の変動リスクについて、他のリスク同様に統計的手法でVAR（最大想定損失額）を連結ベースで計量するなど定期的にモニタリングをしております。しかしながら、グローバル経済の大幅な悪化などが起因し、航空機、不動産マーケットに急激な変化等が生じた場合、対象資産の収益性の低下等により、資産価値が大幅に下落し、減損損失等の発生により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 投資リスク

### 戦略的提携、企業買収、出資に関わるリスク

当社グループは、リース・金融といった分野に留まらずに、国内外のパートナー企業と共に事業性ビジネスを展開するための戦略的提携や企業買収、出資を行っております。2016年にCSI Leasing, Inc.の完全子会社化、2018年に神鋼不動産株式会社の連結子会社化（70%取得）、2019年にAviation Capital Group LLCの完全子会社化など営業基盤の拡大を図ってきました。このような戦略的提携や企業買収、出資に関し、法制度の変更や競争の激化、金融環境の変化などにより、戦略的提携の解消並びにそれに伴うサービスが提供できなくなる可能性や、戦略的提携、企業買収、出資が期待どおりの効果を生まず、減損損失、評価損、持分法投資損失等の発生により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 有価証券価格変動リスク

当社グループは、取引企業との関係強化や営業投資目的の観点から、上場・非上場有価証券を保有しております。当社グループでは、純投資目的以外の目的である投資株式について、個々の取引関係等に応じて定期的に保有適否の見直しを行い、保有の合理性が認められない場合、対象株式の削減を図るほか営業投資目的の有価証券は定期的に価格変動等のモニタリングを実施しておりますが、今後の価格の変動等により、評価損等が発生し当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 信用リスク

当社グループが取り扱っているリース、割賦、貸付取引は、与信先に対し比較的長期間にわたり、信用を供与する取引であります。個別案件取組に際しては、与信業務規範に則り、取引の相手方、案件の内容、物件価値等を総合的に評価したうえでその可否を判断しております。また、内部格付制度にもとづく1社与信ガイドラインの運用やカンントリーエクスポージャー管理などポートフォリオ全体として与信が集中しないよう信用リスクをコントロールし、リスクの極小化に努めております。しかしながら、今後の景気動向、取引先の信用状況の悪化等により、不良債権が増加した場合、貸倒費用が増加し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 市場リスク

### 金利変動リスク

当社グループが取扱っているリース・割賦取引において、リース料等は物件購入代金のほか、契約時の金利水準等を基準として設定され、契約期間中のリース料等は原則として変動いたしません。一方、リース・割賦取引の物件購入資金の原価である資金原価（金融費用）は、長期固定の資金調達ほかに変動金利による調達もあるため、この部分については市場金利の変動により影響を受けます。当社グループではALM（資産・負債総合管理）分析に基づきこれらの金利変動に関するリスクを厳重に管理し、必要に応じてリスクヘッジを行っております。しかしながら、市場金利が急激に上昇した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### 為替変動リスク

当社の海外における連結子会社・持分法適用関連会社の収益や費用については期中平均相場により円貨に換算しており、為替相場の変動が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。海外事業に対する投資についても、為替の変動による株主資本の毀損リスクや、期間損益の減少リスクが存在し、為替相場が大幅に変動した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 流動性リスク（資金調達）

当社グループは、事業に必要な資金を賄うため、銀行借入れによる間接調達のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接調達によって資金調達を行っております。資金調達の多様化、金融機関からのコミットメントライン及び当座貸越枠の取得、市場環境を考慮した調達バランスや手元流動性の調整などによって、流動性リスクに対応しておりますが、金融市場の混乱や当社グループの財務内容の悪化など、調達環境の変化によっては資金調達の制約や業績に影響を与える可能性があります。

#### （その他重要なリスク）

#### (6) 民間設備投資動向の変動によるリスク

民間設備投資額とリース設備投資額とは、一時的な差異はあるもののほぼ相関関係にあり、今後もこの傾向は続くものと考えられます。当社グループは、金融を主軸としたリースからモノの付加価値を高める金融・サービスに注力する姿勢を強く打ち出し、パートナー企業との協業による事業性ビジネスの拡大を中心に、事業領域の大幅な拡大を進めておりますが、今後民間設備投資額が大きく減少し、リース設備投資額も大きく減少した場合は、タイムラグはありますが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) カントリーリスク

当社グループでは、海外における事業展開や投資を積極的に進めており、これらの国や地域における法令や規制の変更や、政治・経済・社会情勢の変化により生じる予期せぬ事態等により、当社グループの事業展開や投資が順調に展開できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 制度変更リスク

当社グループは、現行の法律・税務・会計等の制度や基準をもとに事業を展開しております。将来、これらの諸制度が大幅に変更された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 災害等によるリスク

当社グループは、地震、風水害、火災、及び人為的な大規模災害や感染症等の予測不能な事象による危機に備え、事業継続計画（BCP）に関する対応を定めておりますが、予想外の経済的損失を被った場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) システムリスク、情報セキュリティリスク

営業関係、契約管理、資産管理、統計業務等広範囲にわたって活用しているコンピュータシステムについて、不測の事態による停止、誤作動、外部からの不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入などが発生した場合、当社グループの事業活動や業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは個人情報を含む顧客情報や内部情報を有しており、ISO27001規格に基づく人的・技術的な管理・教育、サイバーセキュリティ対策や各種訓練等を実施しておりますが、仮に重要な情報が当社グループまたは外部委託先から漏えいした場合、損害賠償やレピュテーションの毀損等により損失を被る可能性があります。

#### (11) 人材確保に関するリスク

当社グループは、「金融機能を持つ事業会社」として、国内外で事業の多角化を進めております。各種事業の競争力を維持・強化していくために、採用方法の工夫やダイバーシティへの取り組み強化、各種施策の実施など、人材力強化につながる職場環境の整備を通じて、有能な人材の安定的な確保・育成・従業員エンゲージメントの向上に努めておりますが、十分な人材を確保・育成できない場合には、当社グループの事業活動や業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 気候変動リスク

当社グループは、「環境に配慮した循環型経済社会の実現」に向けて、気候変動への対応を重要な課題として認識しております。「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に賛同を表明し、TCFD提言に準拠したシナリオ

分析の実施と情報開示を開始するなど、気候変動への対応を進めております。2030年までの長期的なリスクとして、台風・豪雨等の異常気象による緊急性の物理的リスク及び炭素税の導入・法規制の強化といった移行リスクが存在し、社会的に多大な影響を与える気候変動が発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (13) その他のリスク

上記リスクの他、不適切な事務処理が行われることによる事務リスク、法令や社会規範が順守されなかった場合に社会的信用の失墜に繋がるコンプライアンスリスク、レピュテーションリスクなどがあります。

#### (新型コロナウイルス感染症の拡大が影響を与える主な事業等のリスク)

新型コロナウイルス感染症の拡大はこれまでのグローバル化の加速化を逆行させ、人・モノの動きを遮断し、急速に消費及び生産活動の落ち込みを生じさせるなど、グローバル経済全体に大きな影響を及ぼし、当社グループの事業等リスクを高める要因となっております。

上記(1)から(13)の事業等のリスクのうち、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、当社グループの業績に特に影響を及ぼす可能性があると考えられる主なリスクは以下のとおりとなります。

#### ・アセットリスク

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている航空機リース事業、レンタカー事業について、需要の減少が長期化し、収益性の低下により、資産価値が著しく下落した場合には、減損損失、追加的な費用の発生等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ・戦略的提携、企業買収、出資に関わるリスク

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、買収対象子会社・関連会社の業績が計画通りに伸長せず、当初認識したのれん及び無形資産の効果が期待どおりに実現しない場合には、のれん及び無形資産の減損損失の発生等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ・信用リスク

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている運輸業等の特定業種を中心に企業の信用状況が悪化することで新たな不良債権が増加した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

東京センチュリー株式会社 本店

(東京都千代田区神田練堀町3番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

東京センチュリー株式会社 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)

東京センチュリー株式会社 横浜支店

(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)

東京センチュリー株式会社 名古屋営業部

(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)

東京センチュリー株式会社 大阪営業部

(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)

東京センチュリー株式会社 神戸支店

(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)

(注) 上記の神戸支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

#### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。